

新型コロナウイルスに感染した患者の確認について（31 例目）最終報

4月15日に陽性が確認された新型コロナウイルス感染患者（31 例目）について、症状が改善し、退院基準*を満たしたことから、5月10日に自宅療養を終了しましたのでお知らせします。下線部が追加変更部分です。

患者 31	1 年代	60 歳代	
	2 性別	男性	
	3 職業	会社員	
	4 居住地	尼崎市	
	5 症状、経過	4月 4日	発熱あり
		4月14日	尼崎市帰国者・接触者外来を受診し、検体を採取
		4月15日	PCR検査陽性確定。容体は安定
		4月17日	県内感染症指定医療機関に入院
	5月 8日	県内感染症指定医療機関から、自宅で療養開始	
	5月10日	自宅療養を終了	
6 行動歴	4月4日以降、自宅で過ごす。海外渡航歴なし		
7 濃厚接触者	同居人1人（尼崎市32例目）。 <u>職場の濃厚接触者は管轄保健所において対応終了。</u> <u>職場以外の濃厚接触者は尼崎市保健所が対応終了</u>		
8 その他	名古屋市4月4日発表患者Hの濃厚接触者		

※退院基準（令和2年2月18日付健感発0218第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知
一部改正 令和2年4月2日付健感発0402第1号（抜粋））

37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向であることに加え、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。

上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。

以 上